

第一フロンティア生命／第一生命のご案内

**第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です**  
 第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。

**第一生命について**  
 第一生命は、明治35年(1902年)に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「お客さま第一主義」の実現をめざしてきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足と創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づきお客さまの一生涯のパートナーであることを追求しています。

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。

ご照会などにつきましては、お電話で承ります。  
**第一フロンティア生命お客さまサービスセンター**  
 ハッピーにえらう 441770747  
**0120-876-126**  
 営業時間：月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00

**サービス内容**  
 ①基準価額のご照会 ③給付金などの請求のお手続き  
 ②ご契約内容の変更の お手続き ④ご契約内容についてのご質問・お問合わせ

基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。  
**第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>**

ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。  
 ●「ご契約状況のお知らせ」(年4回) \*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。  
 ●「決算のお知らせ」(年1回) \*毎年7月下旬にご郵送します。  
 ●「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」 \*ステップアップ保証率が変更となった場合に郵送します。

ご検討、お申込みの際は、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。  
 「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

- 契約締結における担当者の役割について**  
 生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)]までご連絡ください。
- その他ご注意いただきたい事項について**
- 生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
  - 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。(保護機構については、「ご契約のしおり」をご参照ください。)詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL 03-3286-2820・月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>]までお問い合わせください。
  - この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
  - 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保障するものではありません。
  - お申込みの際は、内容を十分に正確かつ明瞭に、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
  - 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

**【募集代理店】**

**【引受保険会社】**  
**第一フロンティア生命保険株式会社**  
 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10  
 晴海トリトスクエア X棟15階  
 電話(03)6863-6211(大代表)  
 ハッピーにえらう 441770747  
**お客さまサービスセンター 0120-876-126**  
 営業時間：月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00  
 ◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

【引受保険会社】  
**第一フロンティア生命**  
 第一生命グループ

第一フロンティア生命の  
**変額個人年金保険**

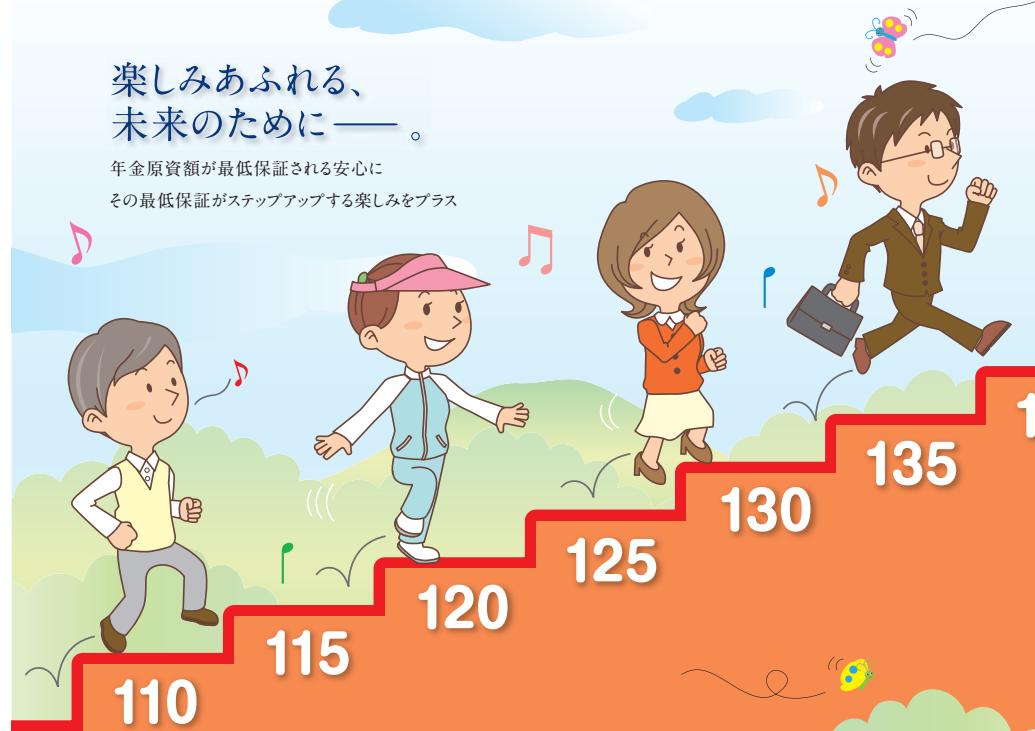
**プレミアステップV**

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(10)

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。


楽しみあふれる、  
 未来のために――。

年金原資額が最低保証される安心に  
 その最低保証がステップアップする楽しみをプラス



# 資産運用って言われてもよくわからないし、心配 なことが多そう、という声をお聞きしますが・・・

運用って  
何をすればいいのかわからない・・・



国内債券 国内株式 外国債券 外国株式

安心できる資産運用の  
プロにお任せできたら  
いいですね。

運用って  
資産が減ることもあるんでしょ？



運用の結果が悪くても、  
払い込んだ金額が  
守られれば  
いいですね。

運用って  
いいときばかりじゃ  
ないだろうし・・・



運用期間中の成果が  
お客さまの権利と  
なればいいですね。

運用って  
いつ売るのが  
タイミングが  
わからないし・・・



売りどきを  
考える必要がないと  
いいですね。



この商品は、  
まさにこうしたお客さまの声に  
お応えできる商品です。

**⚠️ ご注意ください**

○この保険には投資リスクがあります。詳しくはP6、13をご参照ください。

○運用期間中に解約・減額した場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。年金原資が最低保証されるのは運用期間満了時のみとなります。解約控除についてはP11をご参照ください。

# しくみと特徴

**⚠️ ご注意ください**

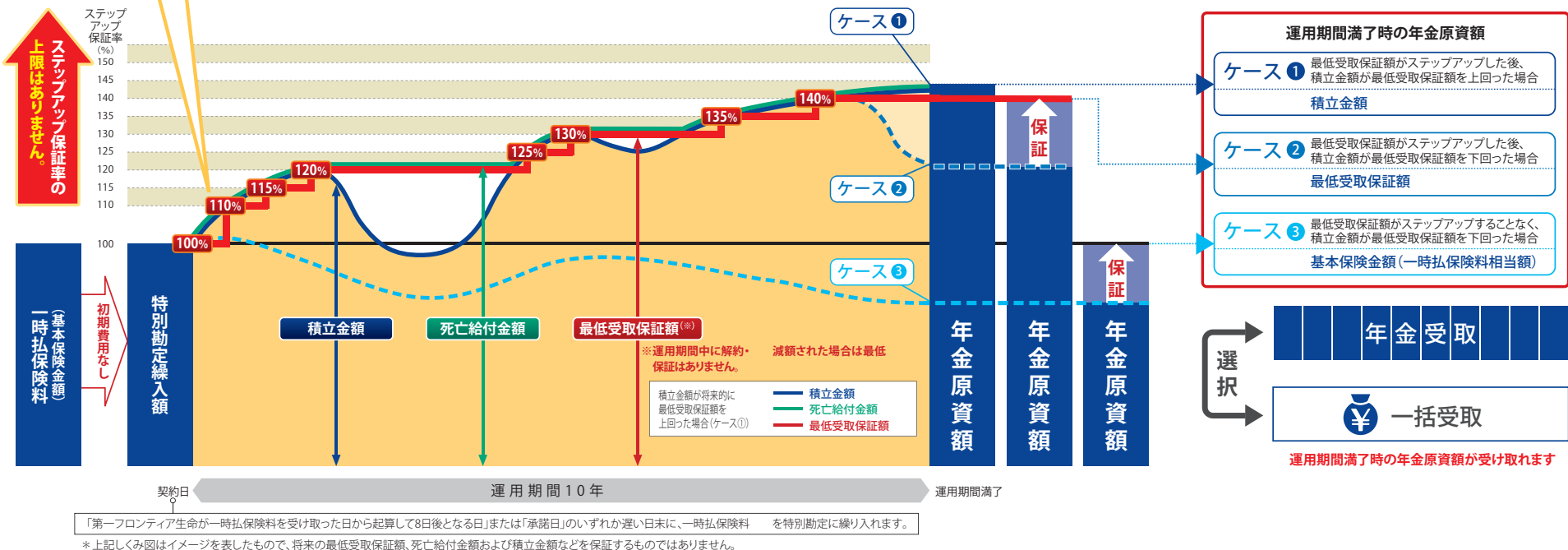
この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする個人年金保険(生命保険)であり、預金とは異なります。

運用実績に応じて、**最低受取保証額が110%から5%ごとにステップアップします。**

契約日以後  
毎日判定

何度でも・  
上限値なし

その都度  
郵送で  
お知らせ



**最低受取保証額のステップアップについて**

- 最低受取保証額(運用実績連動保証金額)  
死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
- ステップアップ保証率(運用実績連動保証率)  
保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%以上の5%ごとの率に到達することにその5%ごとの率に引き上げります。(ステップアップします。)なお、ステップアップ保証率が下がることはなく、また上限もありません。

**特徴1**

**初期費用の負担がなく、市場の動向に柔軟に対応した投資をします。**

特別勘定は、投資する資産の価格の変動に応じて資産の配分比率を毎日見直してリスクをコントロールしつつ、長期的な資産の成長をめざします。

**特徴2**

**年金原資額と死亡給付金額には100%の最低保証があります。**

年金原資額 死亡給付金額

基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

**特徴3**

**最低保証はステップアップし、一度上がったら下がりにません。**

基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。ステップアップ保証率は毎日判定されます。

**特徴4**

**ステップアップ保証率は5%ごとに判定し、上限がありません。**

ステップアップ保証率は110%から5%ごとに判定し、しかも上限がありません。運用実績によっては、何度でもステップアップする可能性があります。

**⚠️ ご注意ください**

**ご負担いただく主な費用 → P11**

運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.98%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1525%程度)をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して1.0%)をご負担いただきます。また、契約日から8年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

**主な投資リスクについて → P6.13**

この保険は、実質的に国内外の株式・債券などであるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約などの増減につながるから、株価や債券価格替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は、料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

**解約・減額する場合のご留意事項について**

- ・運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)
- ・年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

**ステップアップしないことがあります**

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回ることはありません。

# 特別勘定「SDバランス2010型」

## 投資方針

実質的に国内外の株式・債券などに投資を行い、資産価格の「変動率（資産の値動き）」※を一定範囲に保つようリスクをコントロールしながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

※証券などの価格の変動性のことで、原資産価格の変動幅が大きいほど、変動率（資産の値動き）が激しくなります。

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託の名称	左記投資信託の投資対象となる外国籍投資信託※の名称	資産運用関係費
SDバランス2010型	DIAM世界アセットバランスファンド2010VA (適格機関投資家限定) (運用会社: DIAMアセットマネジメント株式会社 → P7)	DFLIバランスファンド2010 (運用会社: リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ → P7)	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1525% (税込み)程度を毎日控除します。 → P11

※ケイマン諸島の法律に基づき設定されたケイマン籍円建投資信託です。

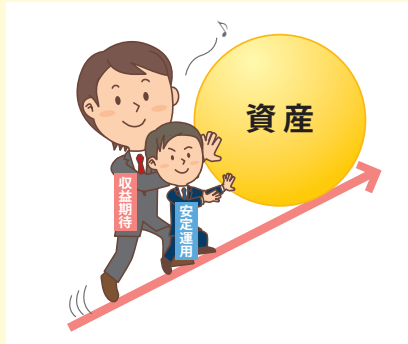
## 投資方針のイメージ

過去、資産価格が上昇する局面においては、資産の値動きは穏やかな傾向があり、資産価格が下落する局面においては、資産の値動きが激しい傾向が見られました。

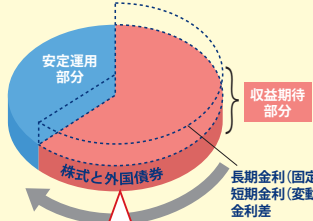
\*上記の傾向が常にあるとは限りません。

株式や外国債券の値動きが穏やかなとき

● 資産価格の上昇が期待される局面と考えます。



収益期待部分の配分比率を引き上げて  
収益の獲得をめざします。

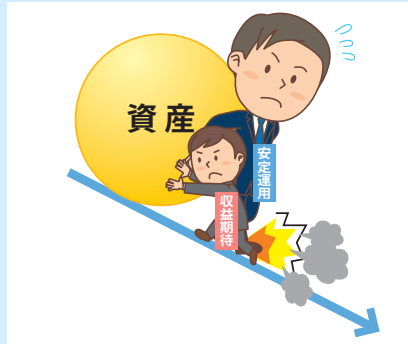


<収益期待部分>

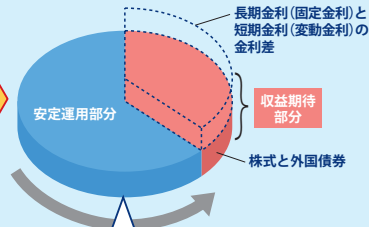
実質的に「株式と外国債券」の収益に、「国内の長期金利(固定金利)と短期金利(変動金利)の金利差」の収益の上乗せをめざします。 → P7

株式や外国債券の値動きが激しいとき

● 資産価格の下落が予想される局面と考えます。



安定運用部分の配分比率を引き上げて  
価格の下落リスクを軽減します。



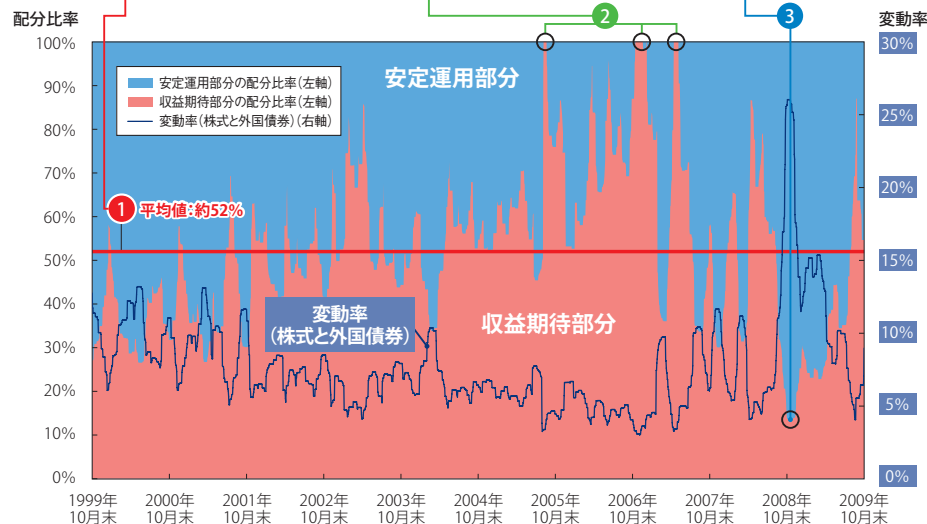
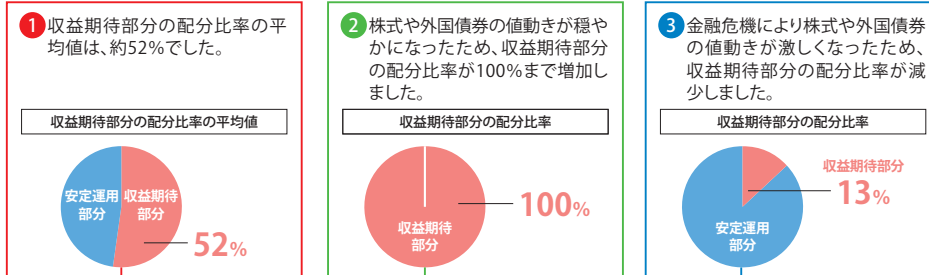
<安定運用部分>

実質的に「国内の長期金利(固定金利)」の収益を獲得することをめざします。

## 参考1 収益期待部分の配分比率と変動率のシミュレーション推移

下記のグラフは特別勘定と同じリスクコントロール方法で運用したと仮定したデータに基づいて、1999年10月末から2009年10月末までの収益期待部分の配分比率と変動率の推移(日次)を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。

\*参考1における収益期待部分は「国内の長期金利(固定金利)と短期金利(変動金利)の金利差」を除いています。



⚠️ ご注意ください

参考1は事後的に試算したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の配分比率を表したのではなく、また将来の配分比率を示唆あるいは保証するものではありません。

⚠️ ご注意ください

## 特別勘定とその投資リスクについて

- この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- 特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。 → P13
- 特別勘定の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定の評価方法は投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

⚠️ ご注意ください

リスクコントロール方法などの特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

**参考2 10年間運用した場合の年金原資額、積立金額、最低受取保証額のシミュレーション**

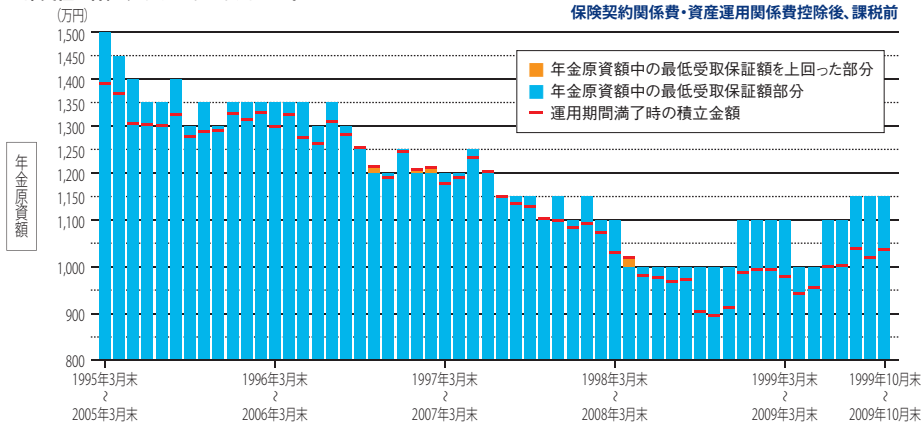
下記のグラフは、保険料1,000万円を特別勘定と同じリスクコントロール方法に従って、1995年3月から1999年10月までの各月末に運用開始し、それぞれ10年間運用したと仮定した場合を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。(ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものとシミュレーションしています。)

**〔最低受取保証額がステップアップしたケース〕**

10年間のデータを1ケースとする1995年3月から1999年10月までの56ケースのうち、最低受取保証額がそれぞれ以下の金額にステップアップしています。

1,500万円	1,450万円	1,400万円	1,350万円	1,300万円	1,250万円	1,200万円	1,150万円	1,100万円
1/56 ケース	2/56 ケース	4/56 ケース	14/56 ケース	18/56 ケース	21/56 ケース	28/56 ケース	36/56 ケース	46/56 ケース

\* 確実性を保証するものではありません。



上記グラフは、特別勘定と同じリスクコントロール方法に従って運用を行ったと仮定したデータ(取引にかかる費用などの諸費用を考慮していません。)に基づき、以下の費用を控除したと仮定したシミュレーションの結果です。  
・費用については、運用期間を通じて保険契約関係費(2.98%)と資産運用関係費(0.1525%)を月割で控除したと仮定して計算しています。なお、それ以外の費用は考慮していません。

**ご注意ください** 参考2は事後的に試算検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

**収益期待部分の運用について**

大区分	小区分	小区分の配分比率	
株式 インデックス	日本株式	20%	
	外国株式(為替ヘッジなし)	80%	
債券 インデックス	外国債券(為替ヘッジなし)	米国債券	25%
		欧州債券	25%
	外国債券(為替ヘッジあり)	米国債券	25%
		欧州債券	25%

上記に加え、実質的に「国内の長期金利と短期金利の金利差」の収益の上乗せをめざします。

収益期待部分は実質的に左記のように構成され、資産の値動きを一定範囲に保つようその配分比率は毎日見直されます。さらに、収益期待部分を構成する株式インデックスと債券インデックスの配分比率も毎日見直されます。

**《投資信託の運用会社》DIAMアセットマネジメント株式会社**

DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな分散投資を図るため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポールに有しているほか、香港駐在事務所を開設するなど、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

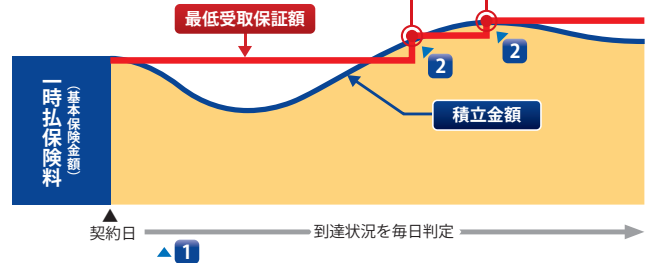
**《外国籍投資信託の運用会社》リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ**

リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイは、1998年5月に業務を開始したソシエテ ジェネラルの100%子会社であり、ソシエテ ジェネラルのコーポレート・インベストメント・バンキング部門の一翼を担っています。ソシエテ ジェネラルは、1864年に設立されたフランス最大級のユニバーサルバンクです。傘下には、500を越す海外支店および海外子会社を持ち、82か国に15万人以上の社員を擁するインベストメントバンクです。

**最低受取保証額ステップアップのお知らせ**

ステップアップ保証率を契約日以後毎日判定し、110%以上の5%ごとの率にステップアップした場合に、変更後のステップアップ保証率、最低受取保証額などを郵送でお知らせします。

ステップアップ保証率(110%以上の5%ごとの率) → 毎日判定し、ステップアップした場合に郵送でお知らせ



- ステップアップ保証率を毎日判定**  
110% → 115% → 120% → 125% → 130% → 5%ごとの率(上限なし)
- 基本保険金額に対する積立金額の割合が、110%以上の5%ごとの率に到達した場合**  
郵送にて、変更後のステップアップ保証率・最低受取保証額などをその都度お知らせします。

**最低受取保証額ステップアップのお知らせ**

「最低受取保証額ステップアップのお知らせ」は、ご契約のステップアップ保証率が変更された翌営業日に作成・発送いたします。

最低受取保証額ステップアップのお知らせ  
(運用実績連動保証率変更のお知らせ)

運用実績連動保証率(ステップアップ保証率)  
保険契約締結の際は100%とし、基本保険金額に対する積立金額の割合が110%以上の5%ごとの率に到達したときは、その到達した日以後、その5%ごとの率に引き上げます。同時に2つ以上の率に到達した場合は、もっとも大きい率に引き上げます。

運用実績連動保証率(最低受取保証額)  
死亡給付金を支払う場合および運用期間満了時の年金原資額を全額受取る場合に基本となる金額のごとく、基本保険金額に運用実績連動保証率を乗じた金額となります。

運用実績連動保証率が下がることがありません。

今後、運用実績連動保証率が上がった場合には、あらためてお知らせいたします。

積立金額は、今後の運用状況により変動いたします。

※「運用実績連動保証率」は「ステップアップ保証率」として「契約締結時交付書類」では表記されています。併せて「運用実績連動保証率」は「最低受取保証額」として表記されています。

お客様のご住所

〒104-6015 東京都中央区晴海1-4-10  
晴海トリトンスクエア X棟 15階

第一 太郎 様

お祝い金  
お祝金サービスセンター  
フリーダイヤル0120-870-126  
受付時間 平日 9:00-17:00  
お取扱代理店  
〇〇〇〇

親展  
全社印刷課  
12345 67890 111111  
8888888

必須お読みください

※ご送付書類の内容については将来変更する場合があります。

**運用期間中の年金移行のお取扱い(運用期間中年金支払移行特約)**

契約日から1年経過以後、ご契約者からのお申出により、いつでもその時点の解約返還金額を特約年金原資額として、年金受取を開始することができます。

**ご注意ください** 運用期間にかかわらず、運用期間中に年金移行する場合には、年金原資額の最低保証はありませんので、特約年金原資額が一時払保険料相当額を下回る場合があります。また、契約日から8年未満で年金移行する場合は特約年金原資額は、積立金額から解約除けが差し引かれた金額となります。▶ P11

# 運用期間満了時のお受取り

運用成果としての年金原資は、さまざまなお受取り方法の中から、お客さまのライフプランにあった方法を選択できます。また、ご契約時に選択いただいた年金種類・年金受取期間は、**年金支払開始日前であれば変更することができます。**(お受取り方法については年金支払開始日の1か月前までにご案内します。)

## ⚠️ ご注意ください

この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行うため、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

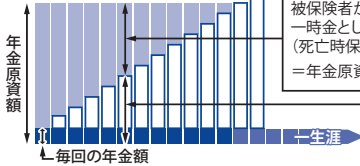
## 年金受取※1

### 確定年金※2



一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年(1年きざみ)、10年～40年(5年きざみ)から選択できます。年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

### 死亡時保証金額付終身年金※3



被保険者が死亡された場合の一時金としての受取額(死亡時保証金額)  
= 年金原資額 - 年金受取総額

被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。死亡時保証期間(年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額(年金原資額 - 年金受取総額)をお支払いします。この場合、年金を継続してお支払いするお取扱いはありません。

### 10年保証期間付終身年金※4



被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。  
※早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。

## 一括受取



一括受取  
(年金原資額の一括支払)

まとまった資金をお受け取りになれます。  
※ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。

- ※1.年金支払開始日における年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- ※2.確定年金の場合、年金のお受け取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)
- ※3.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受け取りにかえて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前日限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払をお受け取った後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅し、死亡時保証金額の支払いはありません。
- ※4.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受け取りにかえて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。(未払年金の一括払)この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、保証期間経過後に被保険者が死亡された場合には保険契約は消滅します。

## 参考 年金原資額が1,000万円であった場合の年金額・年金受取総額の概算値

年金開始年齢	確定年金				死亡時保証金額付終身年金		10年保証期間付終身年金	
	5年	10年	15年	20年	男性	女性	男性	女性
60歳	約202万円	約103万円	約71万円	約54万円	約36万円	約32万円	約42万円	約34万円
70歳	[約1,011万円]	[約1,039万円]	[約1,067万円]	[約1,096万円]	約44万円	約39万円	約55万円	約45万円

\*金額は1万円未満切捨てにより表示しています。 \*確定年金の [ ] 内数値は年金受取総額です。

## ⚠️ ご注意ください

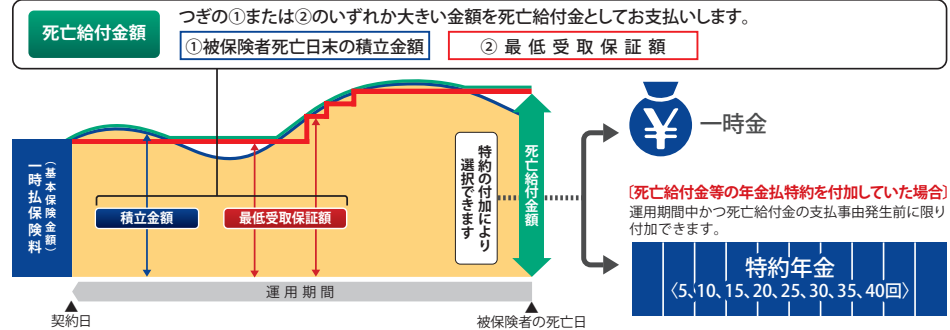
例示している金額は、2010年1月現在の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づき算出したものです。実際の年金額は受取開始時点の基礎率などにより新たに計算されますので、経済情勢、平均寿命の変化などにより、基礎率などが変更された場合には、例示している年金額を大きく下回る可能性があります。

# 万一の場合のお取扱い(死亡保障のしくみ)

運用期間中に被保険者が死亡された場合には、運用実績にかかわらず最低受取保証額が死亡給付金として最低保証されるほか、資産をのこした人をあらかじめ指定しておけるなど、保険ならではの特徴があります。

## 運用期間中

■被保険者が死亡された場合には、あらかじめ指定した死亡給付金受取人に死亡給付金が支払われます。



## ⚠️ ご注意ください

責任開始期から3年以内の自殺※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。

## 〈死亡給付金等の年金払特約のお取扱い〉

死亡給付金等の年金払特約を付加した場合、その受取人が死亡給付金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけます。特約年金の支払回数は、5、10、15、20、25、30、35、40回の中から選択いただけます。支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の支払回数は変更可能です。

- \*この特約は、運用期間中かつ死亡給付金の支払事由発生前に限り付加できません。支払事由発生後には付加できません。
- \*受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受け取りにかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
- \*特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円です。これに満たない場合は一時金でお支払いします。
- \*特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡給付金額をもとに、死亡給付金の支払事由が発生した時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算されます。
- \*特約年金でのお受け取りを複数の特約年金受取人でご選択いただく場合、年金支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。

## 参考 生命保険を活用した3つの相続準備

遺産分割準備	現金の確保	相続財産評価
死亡給付金受取人を指定することができます	万一の場合の支出に備えることができます	死亡保険金の非課税枠が適用できます
あらかじめ指定した受取人が <b>固有の財産</b> として受け取ることができますので、遺産分割において遺言と同様の効果があります。	相続手続きが終わらなくとも、あらかじめ指定した受取人が、死亡給付金を <b>現金</b> で受け取ることができます。	ご契約者と被保険者が同一人の場合、相続人が受け取る死亡給付金は、他の死亡保険金などと合算のうえ、一定額までが <b>非課税</b> となります。

死亡保険金の非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数 (相続税法第12条)

## ⚠️ ご注意ください

ここに記載の税務上のお取扱いは2010年1月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

## 年金受取開始後

■年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した**後継年金受取人**が引き続き年金を受け取ることができます。(年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。)

■被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。\*

①残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の**未払年金現価の一括でのお受取り**

②残余年金受取期間(10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間)の**年金を継続してお受取り**

\*死亡時保証金額付終身年金には、このお取扱いはありません。死亡時保証期間中に被保険者が死亡された場合には、死亡時保証金額(年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額)を年金受取人にお支払いします。なお、死亡時保証金額には死亡保険金の非課税枠は適用されません。

# お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。

ただし、契約日から8年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

## ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

## 運用期間中

■ すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
<b>保険契約関係費</b> 死亡給付金・年金原資の最低保証やご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して年率 <b>2.98%</b>	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。
<b>資産運用関係費</b> *1 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率 <b>0.1525%</b> *2(税込み)程度	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

\*1 上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2010年1月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

\*2 特別勘定が主たる投資対象とする国内籍投資信託は外国籍投資信託へ投資を行うため、国内籍投資信託と外国籍投資信託の信託報酬を合算した数値を記載しております。

■ 特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
<b>解約控除</b> 契約日から8年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額(注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時に積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上
解約控除率	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

\* 解約返還金額(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金も同様)は、つぎのとおり計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日}^{\text{※}} \text{末の積立金額} - \text{解約返還金計算日}^{\text{※}} \text{末の基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

※ 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします。)を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

## 年金受取期間中

項目	費用	時期
<b>保険契約関係費</b> * (年金管理費) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して <b>1.0%</b>	年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。

※ 年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2010年1月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

# 税務のお取扱い

ここに記載の税務上のお取扱いは2010年1月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

## ご契約時

お払いいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。

\* 個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。
--------------	---

## 運用期間中

■ 解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得*1) + 住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税(一時所得*1) + 住民税	

■ 死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税*2*3
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得*1) + 住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税*2

## 年金受取期間中

■ 一括受取(年金原資額の一括支払)時の課税

所得税(一時所得\*1) + 住民税の対象となります。\* ご契約者と受取人が異なる場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■ 年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得*4) + 住民税	所得税(一時所得*1) + 住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得*4) + 住民税

\* ご契約者と受取人が異なる場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

■ 死亡時保証金額受取時の課税 \* 死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人(年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人)に支払われます。

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	—	所得税(一時所得*1) + 住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税*3

\*1 一時所得の課税対象  
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。一時所得の課税対象額 =  $\left( \text{収入} - \text{必要経費} - \text{特別控除} \right) \times \frac{1}{2}$   
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

\*2 被保険者が死亡される前に「死亡給付金等の年金払特約」が付加されており、年金で受け取る場合について相続税または贈与税の課税対象となり、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

\*3 受取人が被保険者の相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠(相続税法第12条)が適用されます。ただし、死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額には非課税枠は適用されません。

\*4 雑所得としての課税対象は、つぎの算式で計算されます。

$$\text{雑所得} = \text{受取年金額} - \text{受取年金額} \times \text{既払込保険料合計} \left( \frac{\text{小数点第3位}}{\text{年金の受取総額}} \right) \left( \frac{\text{以下切上げ}}{\text{のいずれか大きい額}} \right) \times \text{死亡時保証金額付終身年金の場合: 年金原資額または年金受取総額見込額}$$

### ご注意ください重要なお知らせ

この商品はクーリング・オフ制度の対象です	お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払いいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払いいただいた金額を全額お返しいたします。
保障の責任開始期について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。
死亡給付金などをお支払いできない場合があります	責任開始期から3年以内の自殺※など、死亡給付金をお支払いできない場合があります。※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。
一時払保険料の特別勘定による運用の開始時期について	責任が開始される日(一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。
契約日について	契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。

### 主な投資リスクについて

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となります。また、ご契約後の短期金利よりご契約時の長期金利の方が高い場合には、この金利差が特別勘定にはプラスの受取金利となります。しかし逆に、ご契約時の長期金利よりご契約後の短期金利の方が高くなった場合には、この金利差が特別勘定にはマイナスの支払金利となります。特別勘定は実質的にこの金利差の影響を受けますので、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができないリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。また、投資対象となる外国籍投資信託はスワップ取引を行います。そのため、スワップ取引の相手先が債務不履行または支払不能に陥った場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。



ご注意ください

詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

### 主なお取扱いについて

基本保険金額(一時払保険料)	200万円以上5億円以下(1万円単位) *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。	
運用期間	10年(運用期間は変更できません。)	
契約年齢	0歳～80歳(ご契約日における被保険者の満年齢)	
年金受取開始年齢	確定年金 10歳～90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約当日の前日を限度とします。(年金受取開始年齢+年金受取期間≤105歳)	
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金 50歳～90歳	
年金受取人	ご契約者または被保険者から指定	
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。	
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。	
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更(確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更)を取り扱います。	
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います。(確定年金のみ)	
年金支払開始日の変更	取り扱いません。 *「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。	
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約		
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。